

別表

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は画面(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに750円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については60円, A1判については110円)
	ニ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき130円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 530円)に12枚までごとに750円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき300円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき70円(A3判については130円, A2判については250円, A1判については510円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 440円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき400円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 1,500円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき300円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき600円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき300円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき700円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	0.5メガバイトまでごとにつき550円
	ハ 用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ニ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき80円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ホ 光ディスクに複写したものの交付	1枚につき200円に0.5メガバイトまでごとに220円を加えた額
	ヘ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき4,000円に1メガバイトまでごとに220円を加えた額

	ト 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,900円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,800円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ7,200円、9,800円又は16,800円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	チ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,250円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,450円、国際規格15757に適合するものについては13,400円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
	リ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき980円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ2,000円、4,150円又は6,000円)に1メガバイトまでごとに220円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき400円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	3,300円(16ミリメートル映画フィルムについては12,300円、35ミリメートル映画フィルムについては14,000円)に記録時間10分までごとに1,550円(16ミリメートル映画フィルムについては3,650円、35ミリメートル映画フィルムについては4,450円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する録音テープを同時に視聴する場合に限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき700円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)

備考 1の項八、2の項八又は7の項八の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。